

○文部科学省告示第百三十九号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月七日

文部科学大臣 下村 博文

セイヌ湾の帆船	ロワン河畔	プールヴィルの断崖	ドーヴィルの水浴時	アルジャントウイユのレガッタ	エトルタ海岸の洗濯女達	ダイエツプの港、夕暮れ	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十五年十月 七日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十六年五月 二十二日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	公益財団法人東京富士美術館 理事長 原島 健二 東京都八王子市谷野町四百九十二番 一号	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	東京富士美術館 東京都八王子市谷野町四百九十二番一 号 平成二十五年十月二十二日から平成二十六 年一月五日まで 福岡市博物館 福岡県福岡市早良区百道浜三丁目一番一号 平成二十六年一月十五日から平成二十六 年三月二日まで 京都文化博物館 京都府京都市中京区三条高倉 平成二十六年三月十一日から平成二十六 年五月十一日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間

クールブヴォアのセーヌ川	ヴェトウイユの春	サン・マメス、朝	ジヴェルニーの林、イーゼル に向かうブランシュ・オシュ デと本を読むシュザンヌ・オ シュデ
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右